

第 69 回神奈川県公園等審査会議事録

(冒頭、委員総数 10 名のうち 10 名の出席を確認し、定足数を満たすことから審査会は有効に成立している旨を事務局から発言、また本審査会の会長に浦田委員が選任された。)

(委員)

それでは、ただいまから、第 69 回神奈川県公園等審査会を開会いたします。まず、事務局から、本日の傍聴状況と審査会の公開・非公開の扱いについて、報告をお願いします。

(事務局)

まず傍聴状況についてですが、現時点で傍聴の申し出はございません。次に、本日の審査会での案件につきましては、神奈川県情報公開条例に規定する非公開事由には、該当していませんので、公開で行うこととさせていただくこととなります。

(委員)

今お話がありましたとおり公開扱いということですので、最終的に議事録を公開することになりますので、よろしくお願いします。

それでは議事に入りたいと思います。まず個別公園の整備・管理計画について事務局から報告願います。

(事務局から資料 1-1、資料 1-2 及び 1-3 に基づいて説明)

(委員)

質問や、過去の経緯などで、わからないところがございましたらご発言いただきたい。

(委員)

前回の審査会から、資料の赤字のところが追加されたり、修正されたりされているが、それは「資料 1-2」の左側のような意見がでたからということでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員)

前回の審査会では、すぐ作成作業をするということだったのですが、コロナ禍で 1 年ほど作業を休止していたということで、令和 4 年度から、あらためて作業を再開して、今作業中ということですね。

(委員)

今度の新しい保土ケ谷公園は、スポーツを主にした公園になると思いますが、野球とかテニスとかラグビーとか書いてあるということは、それだけの広い敷地があるということで、それをコンセプトに保土ケ谷公園を新しく整備するということでしょうか。

(事務局)

どちらかというと、再整備ですとか、施設の改修とか、そういったものが中心となります。

(委員)

いろいろなところから要望があって、新しいスポーツに対しての場所を造るということでしょうか。

(事務局)

保土ケ谷公園は、古くから使われておりまして、概ね概成となっております。

(委員)

新しく造るのではなくて、現在あるものを整備するということでしょうか。

(事務局)

既設を維持管理して、改修していくということです。

(委員)

わかりました。

(委員)

保土ケ谷公園は、運動施設がびっしりある公園ですが、県立公園で運動施設がある公園だと、三ツ池公園とここと、この他にありますか。

(事務局)

小さい野球場とかは、例えば秦野戸川公園であるとか、何箇所かありますが、こういう立派な運動施設が整っているのは、保土ケ谷公園だけです。

(委員)

ただ、老朽化が進んできているので、出来るだけ長寿命化して、かつ改修が必要なところは改修していくということが書いてあると思います。

(委員)

少年野球とか、大人の方もそうですけれども、場所がないという中で、保土ケ谷公園は整っているということは、利用頻度は、それなりにあるのですか。

(事務局)

野球場とかは、かなり人気のある施設で、土日などは、利用者は多いです。

(委員)

全ての公園で、今後、個別の計画を策定されるということですが、この審査会で、今後、全ての計画を拝見する機会はあるのでしょうか。

(事務局)

作業は、この形で進めさせていただこうと思っております。完成した暁には、公園等審査会に、このようになりましたという結果報告を、順次、させていただければと思います。

(委員)

令和5年度いっぱい、いろいろな利用者団体や市町村と調整して成案ができるということだと思っておりますが、保土ヶ谷公園のみを事例として出すと、公園としては一般的ですが、県立公園の中では少し特殊なタイプの公園となる。27公園全部出すのか、それとも標準的なタイプの公園を説明するなど説明の仕方を考えないと、27公園全部をここで説明すると時間がかかりすぎるかもしれない。

(事務局)

わかりました。次回報告の際の参考とさせていただきます。

(委員)

ここでの議論の仕方は、少し工夫した方がよいと思います。

(委員)

27公園の中では、保土ヶ谷公園は特殊で、文化とかスポーツとかいろいろな要素を持っている公園ですが、他の県立公園は、基本的には里山中心、または面積の広い花壇的な造りになっている。私の出身は、谷戸山公園や三川公園があり、よく出かけて見させていただくのですが、保土ヶ谷のように、施設のあるところはハード整備も出てくると思います。

また、十年間で、どうやっていくのか、財政的な裏付けも含めての課題もあると思います。逆に、里山公園ですと、自然を活かしている公園だけに、そこを訪れる利用者さんたちの安全性ということが、非常に大きな課題になると思います。優先順位をつける時には、そういうところを現場の指定管理をしている事業者等の意見を十分に聞いていただき、考慮いただければ大変うれしく思います。

(事務局)

そうした意見を、しっかり確認しながら作業を進めたいと思います。

(委員)

27公園には、比較的新しい公園もありますし、本当に伝統豊かな公園もございます。今、お話のように、保土ケ谷公園を事例とするのは、ちょっと稀有な感じがしないでもないです。そういう中で、個別公園の整備・管理計画、これはもちろん必要なことであろうかと思えます。

ただ、老朽化したものを単に変えていくのではなくて、最終的にどのような公園を目指して計画を作っていくのか、これが大事なことだと思います。そういう中で、全体を、このようなスケジューリングをしていくことは、大事なことで、賛成です。もう一方では、こういうことがあるから、これは出来ないとか、そういうことではなくて、少し幅広に意見を収集していくということも、当然必要かと思えます。時代の流れ、ニーズによって、公園もスタイルを変えていく部分も当然出てこようかと思えます。そうした中で、造園の関係では、神奈川県造園業協会という協会と、全国規模の中で、造園建設業協会という協会があり、そこに神奈川県支部というのもございます。両団体は非常に仲良く、共同歩調で行っておりますけれども、保土ケ谷公園には先ほどのお話のように、アートホールといった文化施設等々もあるということで、造園業協会からご提案をいただいていることがございます。それは造園ですから、ランドスケープということで、大きな造園の計画、もう一方では日本伝統美豊かな、例えば生け垣とか垣根とかつくばいとか手水鉢とか、そういうものを公園のどこか一角に造らせていただきながら、県民の皆様方に、そういう伝統美豊かなものの文化ということと、技術ということを見ていただければなということ、どこか一角に、そういう場所を設けていただけないかというご提案もいただいているところです。

協会の皆さんと話をすると、ただ造るというだけではなく、技術的なことを後継者に伝えていきたい。今、そうした技術力を持った方々の技術をしっかりと後世に残していきたい、伝えたいと、こういう意図がございます。場所を与えていただけののであれば、若い青年部の方々も、そこで技術の伝承をしていきたい。同時に、素晴らしい技術を今度、県民の方々にご覧をいただいきたいと、こういう要望をいただいています。こういったことも、次のテーマの中でもある、公民連携に繋がると思えますし、出来れば、県民の方々が幅広い、いろいろな文化や伝統を含めて、また伝承、そういうことを、熟知をしていただけるような場面づくりができていければと思っています。ここで結論付けてどうということではなく、この計画の中で、少し幅広の形をお取りいただける、少しゆとりを持ちながらの計画であればと思っています。そういう提案ということで、ご理解いただければと思います。

(事務局)

今、お話があった件についてですが、県立相模原公園では、そういった業界の方々が、技術を披露する場ということで、園内の日本庭園で、すでに行っておりますので、こういったご意見も踏まえながら、公園の魅力づくりのために、指定管理者とも協力し、よりよい公園づくりができればと思っています。今後の参考とさせていただければと思います。

(委員)

他にはございますか。

特になければ、引き続き作業を進めていただき、どこかのタイミングで、また経過をご説明頂くということで、よろしいでしょうか。

(委員)

それでは、次の議題は県立都市公園における公民連携についてです。実は2年半前の68回の審査会で、整備管理計画の説明とPark-PFIをこれからどのように展開していくかという説明をしていただき、少しディスカッションしたが、そういう意味では、最初の議題と、これからの議題は、前回と繋がっているということです。

それでは、次の議題の県立都市公園における公民連携について資料を準備していただいておりますので、説明をお願いします。

(事務局から資料2に基づいて説明)

(委員)

今、県立都市公園における公民連携についてということで、ご説明がありましたが、何かご質問や、さらにこうした方が良いのではというご意見ございましたらお願いします。

(委員)

お話が出ていましたが、保土ヶ谷公園の噴水の件を取り上げて、ご質問させて頂いたりして、今、進んでいるところだと思うのですが、県内27公園あるということで、本当に、いろいろな特徴がある、そして素敵なお園がいっぱいあるということですが、公園をいっぺんに見られるようなポスターというのはあるのでしょうか。

例えば、神奈川県が地図があって、QRコードで、その公園のプロモーションビデオが出てくるとなると、何となくこっちに行ってみようかなというようなことがあるのかと思い聞いてみました。

あともう一つは、コロナ禍で公園のあり方が見直されて、公園だったら散歩しても大丈夫なのではないか、というようなことがあったのですが、緊急事態宣言がでた時には、公園も閉鎖というか、あまり大きな声で公園に行ってくださいとは言えないというような、やりとりをしたことを思い出しました。ただ公園も行けなくなると、本当にどこにも行けなくなり、公園がやはり健康づくりだとか、心のバランスとか、そういうものを醸成するにはとても有効だという意識を、今回は検証して、そういった意識をしっかりとって、何かの際には、やはり公園は感染防止対策をしている時でも、行っても良いところなんだと思いましたので。まとめると、この県内にある27箇所の貴重な施設が、有効利用されるために、地元だけではなくて、他のところにも行ってみたいと思ってもらうためには、PRをしっかりとしていくとよいのかなと思います。そのようなことが、プロモーション動画の公開とか、そういうところに繋がるのかなと思います。作ったはよいけれども、それをどのように活かしていくのかというところに、力点を置いていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

公園のPRの関係ですが、27公園をまとめたものは、お手元の、この資料の中に、県内の地図があり、どこにあるのかというところが記載されておりますが、この冊子しかありません。この他、ホームページを見ていただくと、県立公園の配置がどうなっているのかが確認できます。委員が言われたようにQRコードを使って、もう少し知りたいと思ったときに、その情報に近づけるようなことというのは、これからは考えていかなければいけないところです。またこういった冊子を有効活用というか、作った以上、多くの方々に見ていただくことが大事ですので、そういった意味で周知を、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

(委員)

QRコードはできているのですよね。これを見ると全部。

(事務局)

そうです。

(委員)

何か一つの大きなものにまとめて、学校などに貼っていただけたらと思っております。

(事務局)

コロナの関係で公園の利用についてですが、コロナがまん延し、拡大が広がった時は、コロナがどういったものなのかよくわからなかったこともあって、公園の中の大型遊具を使用中止にしたりしましたが、やはりその後の状況を見て、公園というのが利用者にとって、県民の方々にとって、重要な憩いの場になるのだということが、我々も含めて再認識されたところで、そういったことも踏まえながら、今後は、今回の教訓を踏まえ、公園の活用の方法をしっかりと考え、皆さんに安心してご利用いただけるような公園づくりに努めていきたいと考えております。

(委員)

先ほどの整備の話も、今の公民連携の話も、専門にすごく近いので、よくわかりませんが、お話を伺いたいと思ったものがいくつかあります。例えば、緑道の再整備ガイドラインというものが、土木事務所から出た時に、私の研究室でたくさんデータを取って、それを提供して、土木事務所がガイドラインをちょっと変えられたということがありました。そのアカデミックの方は、研究としてはすごく面白くて、今日、このパンフレット見ているだけでも、何か類型化してみたいと思うぐらい面白いので、アカデミックの繋がりがあると、自動的にデータがエビデンスでたまってくるので、すごくよいと思っております。

例えば、その27公園のベクトルも大分違うということも、定量的に出しておいた方が、これからもエビデンスベースで作っていかないとダメになるので、そういうのを考えておくとよいと思っております。ちょっとプロモーションと違う切り口なのですが、そういうアカデミックとの繋がりとというのは、これまであったりするのでしょうか。

どこかの大学が、県立都市公園のデータや、地形的なものを把握しているとか、そういうのはありますでしょうか。

(事務局)

県が直接ではないのですが、指定管理者が管理している中で、例えば、どこかの公園では、大学と連携して、今、言われたような、情報データを収集しようとする動きはありますので、そういった動きがやっと始まりつつあるといった状況です。

(委員)

個別にコネクションがあって、やっているということもあるのでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員)

そういうのも何か集まってくるとよいと思います。

あと、エリアマネジメントの形からしても、公民連携の取り組みの最新事例がどんどん集まってくると思うので、そういうところも、研究として入ると、フラットに議論出来てよいのかなという気がしました。

(事務局)

最近、P a r k - P F I を、卒業論文のテーマで研究しているという学生さんが何人かおられて、神奈川県での取り組みを教えてもらいたいということで、今年もいくつか情報提供させていただきました。これまでは、そこで終わってしまっているのに、逆に、そこで研究した成果をまた我々の方に戻していただいて、我々も、今後の参考にしていけるとよいのかなと、お話を聞いていて思いました。

(委員)

本当に、そこが結構、層が厚くなると、すごくよいのではないかなと思います。

(委員)

県内では大学がたくさんあり、それぞれ特色のある学部もあり、連携の仕方も多様な形が考えられると思うので、いろいろご指導いただきながら進めたらよいと思います。大学と連携するというのは、指定管理者の提案でいくつかあったと思いますよ。

(委員)

公民連携ということで、公園について、P a r k - P F I は、最近すごく全国的にも案件として増えていて、注目されている分野ではあります。やはり皆さん集客性を高めたいということで、カフェとかそういったものを整備しようという話はよくありますが、やはり公園というのは地域の顔でもあるので、なるべく地元の人が事業を実施できる場になると、より地域性が発揮できてよいと思います。ぜひそういったとこ

るも工夫しながら、より良い地域の公園として発信できるとよいと思います。

あと、先ほどデータがというお話がありましたが、民間に委ねるとなると、公共の役割としてモニタリングがかなり重要になってきます。今までは施設やサービスの質に関するモニタリングがメインだったと思いますが、自然環境においては樹木がちゃんと生育しているのかといったところも、今はデータがないのでなかなかそこまで出来ませんが、ちゃんと樹木を民間が管理しているか、自然環境として保全されているかということも、将来的にはモニタリング出来ると良いと思います。

(委員)

今の件で、地域との連携は指定管理者の選定の項目としてあがっていますでしょうか。

(事務局)

はい、あがっています。

(委員)

指定管理者の提案の段階で、いろいろ提案しているのはかなりあると思うので、ちゃんとやってくればそれでよいので、そこをちゃんとウォッチしていかなければならないということですね。

(委員)

今、皆さんからお話がありましたように、やはり地域があって、この公園はみんなですべて守っていくというのも大事なことですし、今、防災はこの町内会でも盛んに、一生懸命取り組んでいて、災害時に、皆さんが集まるところになると思いますので、全部の公園がそういう体制になっているのでしょうか。そうでないところがあるのでしょうか。

やはりこの大きな広い場所は、防災面でいろいろ役立つと思いますし、イベントも地域と連携して、共催でやっているようなところもあるように見えていますけれども、老若男女だれでもが、公園に1回行ったから、つまらないからもういいよではなくて、イベントを盛んにやったり、そこに皆さんが集まるということが一番大事なことで、そこに行くといろいろなものが見えてくるし、ここは整備をこうした方がよいのではないかと、地域の方からもそういうご意見をいただけるのではないかと思います。地域との連携は大事なことですし、ただただ周りの人が、公園があるから、家の前を歩いてうるさいと、そういうことも聞きますので、そうではなくて、この公園があってこそ地域も成り立っているのだということを、地域の皆さんが、そういう意識を持って、公園を利用するようにしていけば、すごく良い公園の運営ができるのではないかなと思います。前にもお話ししたように、一休みする、お茶でもちょっと飲んで、高いものではなくて、安いものでも何でもよいので、そういう休む場所、そしてまた、毎日でなくてよいので、土日にイベントがあった時に地域の物産を売って、道の駅ではないのですけれども、そのような場所にするのも、良いのではないかなと思います。地域と密接な関係にある公園というふうにしたら、すごく有意義な公

園になるのではないかと思います。

(事務局)

委員ご発言の通り、県立公園というのはある意味、遠方からも来ていただけるような魅力づくりも大切ですが、地域の方々にとって親しみを持っていただくということも重要だと思っております。そういう意味で、公園づくりを行うときには地域住民の方々にも、公園づくりに積極的に参画をしていただいて、地域にとっても愛着ある場となるような公園づくりを、指定管理者にも行っていただいているところです。今回、個別計画を作りますので、そういった意味で、個性をもう少ししっかりと打ち出した上で、地域とともに作り上げる公園をしっかりとやっていきたいというふうに思います。

それと、防災の話もありましたが、27公園あってすべてが、広域避難場所に位置付けられているわけではありませんが、位置付けられている公園もいくつかございます。位置づけられていなくてもやはり、広場が公園にはありますので、いざというときには公園に逃げ込まれる方も、東日本大震災の時を見ても、かなりいたと認識しております。そういった時も、公園は機能しなければいけないということを、意識して、公園づくりを進めていければと思っております。

(委員)

先ほどのQRコードの関係でいうと、今、カナチャンTVを見たのですが、YouTubeでカナチャンTV、公園と検索すると、そこそこ出てきますが、やはり内容はもっと高めた方が良いと思います。天空の丘へようこそというのは、結構見ている人が多いのですが、実際開いてみると、ああ、そうかという感じです。イメージ戦略が何かちょっと、キャラクターが出てくるのですが、他の神奈川県都市公園というのと比べて圧倒的にアクセス数は多いです。それはやはり天空の丘へようこそというネーミングだと思います。

しかし、そのイメージで入っていくと、全然イメージが違う、イメージが壊されてしまう。この動画は3分ですが、30秒でもよいと思う。JR東海のクリスマスエクスプレスのCMは、30秒です。あれはライフスタイルが変わったというくらいのインパクトがあった。だから、そういった工夫はもっとされてもよいと思います。

それと、発信の仕方も、今日の午前中、作品展の関係で都心を走っていて、青山通りと表参道と交差点の角のビルの脇の壁面に大きなQRコードが張ってあり、隣りに乗っていた学生が、なんだろうと確認したら、京都の宿泊施設のQRコードでした。何の名前も書いていないけれど、QRコードだけが大きく書いてある。例えば、このように公園のこのシリーズを、公共施設とかにちりばめて貼るとか、そういうのも一つの手かもしれないと思いました。せっかく努力されて作っていらっしゃるのです、そこら辺をもうひと工夫されると、もっと広がっていく気がしました。

もう1つは、水系施設です。先ほどの保土ヶ谷公園は、維持管理や、ランニングコストがすごくかかると思うのですが、一方で災害が起こった時に、そこに水が溜まっていれば、飲み水は無理かもしれないけれど、例えば、排水をトイレの排水用に使うとか、先ほど男子トイレに入ったら、大きなバケツがあり、これは災害時の排水用ですと書いてある。確かにわかるのですが、普段見せられるというのはどうかと思い

ますけれど、ただそれが水系施設として風景になっていけば、機能の重層性という意味で、すごく日常的にも美しいし、いざという時も使えるということもあり得るので、そこら辺を考えてみると、上手いくのではと感じました。

(委員)

カナチャンTVは県が作っているのでしょうか。

(事務局)

そうです、県で作っていて、出来たプロセスはいろいろありますけども、今我々の方でも、県立都市公園 27 公園、様々な魅力があるので、そういったものを、これまで静止画、写真だけでしかPRしていなかったものを、動画としてPRしようということで取り組んでいる。今作っているのが、都市公園の四季を動画にまとめたもの、それと季節ごとに公園の魅力がそれぞれ変わるので、春をテーマに、花であるとか桜そういったものをテーマとしたものを、今配信させていただいている。これからは夏をテーマに、水辺とかそういったものを意識したものを作っていくながら、四季折々公園の魅力、同じ公園でも季節によって違うように見えてくる、魅力があるということ、動画を通じて発信していきたいと考えています。

また、作った以上は、多くの方に見ていただかなければいけないので、先ほど言われたような、QRコードなどを少し工夫して取り入れていながら、多くの人に、目に止めていただいて、見ていただく。見ていただく以上、内容もブラッシュアップしていかなければいけないと思いますので、そういったものも工夫しながら、取り組んでいきたいと思います。

(委員)

花を見に行こうという、3週間前にアップしたものが561。私もYouTubeチャンネルを細々とやっているのですが、これは、そこそこいっていると思います。だからやはり、コンスタントに見ている方がいるのだと思って、もう一息がんばられると良いと思います。

(委員)

花がいつ咲いているかなど利用者の関心の高いことについて、それが判るタイミングで発信されれば、役に立つのではないか。

(委員)

例えば、防災の観点で、皆さんで炊き出しではないですけども、何かあった時に、その公園を利用して、食べ物を食べるとかというような訓練のために、火器を使うようなことをしたいと団体が言ったときに、結構それが駄目ですと、割とあっさり言われたというのを住民に聞きました。目的とかそういった柱というか、そういったものをちゃんと判っていて、ルールを守ってもらえるのであれば、そういったことも許可していかないと、閉鎖的で、これも駄目あれも駄目みたいところがまだあるではないかと思います。そういったところの使い方というのは、もう少し広げていったらよ

と思います。県立公園は、駄目と言われるみたいな感じになっているところが、一部ですけどもありますので。

あと、公園は広いので、やはりどう見せていくのかという意味では、今ドローンとかも、割と活用できるのかなと思います。全体をドローンで見せるみたいなことも、どこかやっているのかなと思います。

(事務局)

ドローンは、今、土木事務所に配備していますので、これもやはり人間の目線で見ると、上空から見るとは、公園の良さというのは全然違ってくるとと思いますので、ドローンを活用しながら、公園の良さをPRしていこうという取り組みも合わせて進めていこうとしているところです。

あと防災の観点ですけども、原則、都市公園の中で火器は禁止というのが、平時の話ですので、緊急時にどういった運用ができるのかということは、防災の観点は地元の市町村が、主体的に行っている取組でもありますので、そこと連携していきながら、この非常時に、この公園がどういう機能を果たすのかということ、市と議論していくことも意義があるのかなと思います。

(委員)

他には、何かご発言はありますか。無ければ次の議題に移りたいと思います。

では、最後のその他になりますが、2つあって、1つは新型コロナウイルス感染症への対応状況についてで、いままでの対応状況を説明頂くのと、指定管理者の選定が終わって、去年の4月から新しい指定管理者に変わっていると思うのですが、その状況説明ということになります。それをまとめて説明してもらいます。

(事務局から資料3-1、資料3-2に基づいて説明)

(委員)

令和2年の春から新型コロナということで、公園の利用もだいぶ変化したのですが、今、説明がありましたけど、過去の振り返りになりますが、何か説明で不足な点などありましたら、質問をお願いします。

(委員)

先ほどの公民連携についてですが、今の資料3-1、1番の一つ目の○で休止となっていますが、例えば、たたら浜のように、これは休止になったのか、それとも、定員を限定して予約制でやったのかというようなスタイルもあると思うのですが、その辺がどうか。

それから、利用者数の減少ということで、そうは言っても、今年になってから少し持ち直してきている可能性があるのではないかなと思うのですが。例えば、たたら浜のそこら辺の様子をお聞かせ願えればと思います。

(事務局)

まず、施設の休止ですが、P a r k－P F Iや新江ノ島水族館につきましては、ある意味純粋に民間事業ですので、お願いベースとなっております。一方で指定管理者が管理している施設につきましては、これもお願いではありますが、どちらかという、やっして下さいという形でクローズしました。有料施設については、予約制になっているので、例えば、高校野球の夏の神奈川県の大大会はずいぶん前に申し込んでいるということ、やるということになりましたが、観客は入れない、関係者も人数を絞って実施をした、そういう施設もございました。

(事務局)

観音崎公園のたたら浜の利用者については、コロナの影響で、人数的には厳しい状況が続いておりましたが、だいぶコロナの影響も小さくなってきて、持ち直してきている状況でございます。今年度も持ち直してはきていますが、今のところ把握しているもので約6千人の利用者になっております。令和2年度、3年度と比べますと年々増えており、事業者は、今後PR等に力を入れて利用者をのばしていきたいと申しております。

(委員)

直近の2月、3月ぐらいはどうでしょうか。

(事務局)

3月はまだでておりません。

(委員)

予約状況とか。

(事務局)

情報を持ち合わせておりません。

(委員)

コロナが続きましたので、なかなか計画通りにはいかなかったかと思うのですが、この指定管理団体さんは、プレゼンを勝ち抜いて、選定されたわけですね。プレゼンの時に、様々な提案をしたわけですが、それを確実にやっているかどうか。コロナもありましたので、その通りやっても、なかなかうまく進んでないと思うのですが、結局そのところを、我々が選んだわけだから、そこを言った通りやっているのかというところを見ていかなければいけないわけですが、先ほどの説明を聞いていますと、大きな問題もなく、プレゼンされた通りの取り組みをしているということですのでよいですね。

一応、プレゼンでこれだけのことをやりますと言ったことをちゃんとやっているかどうか、そこを確認しなければいけないので、そのところをお聞きしたいと思います。

(事務局)

指定管理期間は5年間ということで、毎年、その年度の事業計画を見直して進めていきます。

単年度でやるのではなくて、5年間の中で今年度は何をやるのか、昨年度はやることになっていたけれども、諸般の事情でやれなかったら見直しをして、それを来年度、再来年度ということで、提案されたことが確実に実現するように、まず計画段階で確認しています。

それから、その年度が終わった段階でモニタリング報告書を作るわけですが、そこでもあらためて確認する。何が問題で出来なかったのかというところは指定管理者とよく調整をして、実現に向けていくということでございます。

(委員)

今の指定管理者なのですが、競争する相手が、1者しかいないところが多いということは、やはり難しい面があるのでしょうか。

そういうところを見ると、1者もしくは2者というところで、1者なら、もうこの会社に任せるしかないと、どうあろうと任せるというような状況になっているのでしょうか。

(事務局)

今、募集単位が24ありますが、そのうち、2者申し込んだのは8個、残りの16個が1者となっています。県としては、オフィシャルに公募して、募集する側ですので、事業者側の事情とかは把握していませんが、やはり今まで長年やってきた公園などでは、その方しかできないようなものも少しずつ増えてきている、あくまで推測ですが、そういうこともあるのかなと思います。

(委員)

契約的なこともいろいろあるかと思いますが、わかりました。

(委員)

先ほど説明していただいた、利用者の人数のところ、すごく興味深いのですけれども、やはりカウントはどのようにされているのか、もうちょっと教えていただきたいと思っています。どのようにこの利用者を、把握されたのでしょうか。

(事務局)

カウンターで計測しているというのではなくて、例えば駐車場ですとか、有料施設の利用者数、混雑状況、今でいえば花見の時期ですが、そういうものを加味して、概ねこれくらいということを出しています。

センサーで計測しているわけではないということです。

(委員)

手法は27公園一緒でしょうか。

(事務局)

基本的な考え方、算出方法は同じなのですが、どこの施設を対象に、どう積み上げて、どう補正をかけているのかというところは、公園によって異なっています。

(委員)

今の話だと、コロナ禍の時の施設の利用状況は、コロナ以前と比べて変わっているので、その方程式が崩れてしまっているのではないかと思います。たぶん、これは要所要所を押さえて、それで推計するということですね。そうすると利用状況が変わっていると、その方程式があてはまらない可能性が高いので、一応数字としてはでているが、実際は違うかもしれない。

それと、運動施設とか箱物施設をみんな休止してしまっている時期があり、その時期はゼロですね。利用者がいないので、強制的にゼロにしてしまっているのが、減るのはあたりまえで、問題は箱物とか有料施設は減っているが、それ以外の園地の部分は実は増えているとか、増えていないとかというのが、本当は重要だと思うのだけれども、そこは必ずしも解析できていないということですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

指定管理者は、大体雰囲気はわかっていますよね。というのは、東京都はラインセンサスで測っているので、それなりに正しい数字が出ています。例えば、日比谷公園は都心にあるので、だいたい半分以下になっています。通常500万人くらいだったのが、200万人くらいに減っています。それはテレワークが進んだりした影響で、都心の公園はそういう状況があるけれど、逆に林試の森公園では、コロナ前は100万人ぐらいの利用者だったところが、300万とか、3倍ぐらいに人が増えています。すごい増え方ですよ。だから施設がなければ、そういう増え方になっているということは、たぶん住宅地に近いなど、公園の立地にもよると思います。そういう場所だと劇的に増えているところもあるかもしれないし、運動施設を休止していれば、その分はゼロなので、減っていて当たり前。それを除いた部分が、本当に減っているのか、増えているのかを見ないと本当はいけない。調べていないのであれば、指定管理者にどんな感じだったのか聞くしかないと思います。場所によっては、相当増えているところがあるのではないかなという感じはしますが、実際はどうなのかと思います。

(委員)

おっしゃる通りで、数字をどういうふうに押さえているのかというところは、だいぶ違うなと思っていたのと、この第三期の指定管理者が非常に重要なのではないかとちょっと思ったのが、コロナに直面した指定管理者さんに、苦労を伺うというのは、すごく重要なのかなと思いました。どういうふうに、局面を乗り越えていったかとか、もしかしたら、4期の方もすごく重要なのかもしれませんが、3期の方のほうが、乗

り越えられた、何か知見がありそうだなと思っているところです。

(委員)

一時、感染者が増えた時に、黒岩知事が県境を越えてはいけないとやっていた時期もあって、そういう時はやはりみんな、どこまで守っているかはともかくとして、それにある程度従っているとすれば、ちょっと怖いから、じゃあ近場で全部っていう行動パターンに変容しているとする、近場の公園の利用者が増えているという感じなのかと思います。

(事務局)

例えばですが、川崎の東高根森林公園で、どちらかというとし街地にある公園なのですが、コロナ前の平成30年度は約39万人、それに対して、まだコロナの影響があった令和3年度は43万人と約1割増えています。

逆にわかりやすいのが、箱根の恩賜公園、観光のメッカで外国人が多いのですが、平成30年度は約35万人に対して、昨年度は約18万人と、ここは半分ぐらい減っており、市街地では増えている傾向にあります。

(事務局)

私は昨年3月まで事務所にいたのですが、四季の森公園はコロナ禍では、過去の年度と比べ、利用者がだいぶ多かったという印象を持っています。身近で、広場のような広い開放的な空間があるような公園、身近な公園は、利用者が増えているように感じています。

(委員)

この件については、可能な範囲で、もう少し利用状況を、今から数字を調べるのは無理なので、様子などを指定管理者に聞いたりした方が良いでしょう。

(事務局)

データとしては、コロナによってどれだけ減ったのかという、公園毎のデータというのは、ざっくりしたものであれば、集計したものがございますので、もし必要であれば、先生方に、コロナによって影響を受けた年度でどれだけ減ったのかとか、我々が掴んでいる情報をご提供することは可能かと思います。

(委員)

わかる資料があれば、委員の皆さんに送っていただければと思います。

(委員)

今年は、花見はシートを広げてよいようになっていますよね。

(事務局)

これまでは飲食だとかそういったものは規制していましたが、今は規制がないので、

コロナの規制はかけずに、最低限のソーシャルディスタンスであるとか手洗いとか、そういったものをしっかり守ってくださいということだけです。マスクの着用も求めず、公園の方を利用していただいている状況です。桜の綺麗な花見の楽しめる公園では、この土日、昨日も含めて賑わっていたというような話を聞いております。

(委員)

それでは、本日予定されていた議題はすべて終了ということになりましたので、審査会の議事は終了ということにさせていただきます。